2　令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
長期信用銀行法施行規則第二十五条の十六第四号ニ	その法人	その法人（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第三十条第一項の規定により再編強化法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二